

【翻刻】嘉永二年（一八四九）

川船掛御定法・願訴上げ控《抜粹》

〔資料館所蔵 大曾根村文書二七九〕

（前略）

一無年貢船

言字

以上いづれも長錢なり

一御極印日 二日 七日 十一日 十六日 廿一日 廿六日

正月は 十一日始 七月七日 十六日除

一上ヶ御極印は 三月廿六日限り

一御帳面名前御書替願八月より翌年六月十五日限り

一御年貢上納八月朔日より翌年四月十五日限り

船名目大凡

一水舟 湯舟 高瀬舟 大艀船

中艀船 小艀船 似艀船 茶船伝馬造茶船

修羅船 五大力舟 屋形船 日除船屋根舟の事なり

■（舟偏に分） 土艀船 浅草土舟 藻刈舟

都賀舟 小鶉飼舟 渡船馬何疋立と敷

右は関東筋川舟ニ唱候、右之外ニも可有之事と存候
（後略）